社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対値基準用)

法人名	実績判定期間	年		H ~	圧		- П
	夫縜刊止期间	 	Н	□ ~	+	Н	

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
	社員の会費の額が合理的な基準により		はいいいえ
1	定められている		1901 - 0 10 170
	社員(役員等を除く。)の数が20人以		はいいいえ
	上である		1961 - 61617

イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	
共益的活動の割合(第2表 欄)	
から控除する金額(×)	
差 引 金 額(-)	

第1表(相対値基準・原則用) 欄又は、 第1表(相対値基準・小規模法人用) 欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2(相対値基準用) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「基準口」欄		「役員等」とは、役員並びに役
		員の配偶者及び三親等以内の親族
		並びに当該役員と特殊の関係のあ
		る者をいいます。
		なお、上記の特殊の関係とは、
		次に掲げる関係をいいます。
		婚姻の届出をしていないが事
		実上婚姻関係と同様の事情にあ
		る関係
		使用人である関係及び使用人
		以外の者で当該役員から受ける
		金銭その他の財産によって生計
		を維持している関係
		上記 又は に掲げる関係に
		ある者の配偶者及び三親等以内
		の親族でこれらの者と生計を一
		にしている関係
「基準を満たしている旨を証す	イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第 条に社員の	
る書類の名称とその内容等」欄	会費の額については、一律 円と規定」のように、基準を	
	満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準によ	
	り定められている旨を記載します。	
	口欄には、例えば、「社員名簿に 名登載」のように記	
	載します。	
「社員の会費の額の合計額」	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額	活動計算書の会費収入に期末の
欄	を記載します。	未収会費額を計上している場合に
		は、当該欄に未収会費額は算入で
		きませんので、未収計上した会費
		の額は会費収入から控除する必要
		があります。